○小諸市子ども・子育て会議条例

平成26年９月25日

条例第26号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、小諸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（令５条例13・一部改正）

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 法第72条第１項各号に掲げる事務を処理すること。

(2) こども基本法（令和４年法律第77号）第10条第２項に規定する市町村こども計画の策定及び推進に関する事項について調査審議すること。

（令６条例34・全改）

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

２　子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

３　委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 教育委員

(2) 識見を有する者

(3) 子どもの保護者

(4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者

(5) 地域において子育ての支援を行う者

(6) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者

(7) 市民

(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

４　前項第７号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第１号）第３条第１号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（令６条例34・一部改正）

（会長等）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門委員会）

第６条　子ども・子育て会議は、専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会に属すべき委員及び臨時委員は、議長が指名する。

３　専門委員会に委員長を置き、当該委員会に属する委員の互選により選任する。

４　委員長は、当該委員会の事務を掌理する。

５　委員長に事故あるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　子ども・子育て会議は、委員会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

（議事）

第７条　子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前３項の規定は、専門委員会の議事に準用する。

（令６条例34・一部改正）

（庶務）

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども家庭支援課において処理する。

（令５条例32・一部改正）

（補則）

第９条　この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、議長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年小諸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和５年３月27日条例第13号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年12月28日条例第32号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年９月30日条例第34号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、令和６年９月１日から適用する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から令和７年３月31日までの間に委嘱する委員の任期は、改正後の小諸市子ども・子育て会議条例第４条第１項の規定にかかわらず、令和９年３月31日までとする。